

## 国際経済学会関東部会・報告要旨

「2000 年代の EU の大銀行によるクロスボーダーM&A と欧州委員会によるその擁護——米国の政策変化と米銀の大規模化との関連で」（仮）

石田周（立教大学・院）

2014 年、銀行同盟の一機能として単一銀行監督制度（SSM）が設置され、一定の条件を満たす約 130 行の大銀行が ECB から直接監督されることとなった。銀行監督権限の集中により、多国籍銀行に対する監督を強化する意図があると言われている。

振り返れば、EU 加盟国の銀行に対する監督権限を制限する動きは、実はユーロ危機以前にも一部存在した。1992 年の第 2 次銀行指令第 11 条のもとでは、受入国政府は自国銀行の「健全で慎重な経営を確保するための必要性という観点で」その買収に対する認可を与えるかどうかを検討することができた。この曖昧な規定は外国の買収者に対して差別する余地を残しており、実際に銀行によるクロスボーダーM&A は受入国政府による抵抗に直面することがあった。これに対し、1990 年代末以降、欧州委員会の競争当局の判断により、受入国政府の権限は徐々に削減されていった。外国の銀行による自国の銀行を対象としたクロスボーダーM&A に対して受入国政府が抵抗した場合、欧州委員会はこの抵抗をことごとく排除したのである。このような動きは、1999 年のポルトガル、2005 年のイタリア、そして 2006 年のポーランドの事例に見られる。また、これらの事例をきっかけに、2007 年に銀行指令の条項が改正され、受入国政府による銀行監督権限が大きく制限された。

本研究では、ユーロ危機以前に存在していた EU 加盟国の銀行監督権限の制限に関する議論、すなわち、クロスボーダーM&A に対して受入国政府が持つ権限の制限に関する議論が、どのような政治経済的文脈から生じたのかを明らかにする。特に、欧州委員会がクロスボーダーM&A を擁護した背景として、1990 年代半ば以降の米国における金融規制の緩和とそれに伴う米銀の再編が及ぼした影響に着目する。米銀の大規模化と欧州への海外展開の可能性は、EU の銀行と EU 諸機関、特に欧州委員会の危機感につながった。この危機感が、EU の大銀行によるクロスボーダーM&A の増加と、欧州委員会によるその擁護に帰結したのである。

本研究を通して明らかにされるように、銀行監督権限の集中は、「多国籍銀行に対する監督の強化」という文脈からだけではなく、「多国籍銀行にとって活動しやすい経営環境の整備」という文脈からも生じうる。このことは、銀行同盟の有効性に対してもインプレッションを与える。すなわち、銀行同盟（特に SSM）は、多国籍銀行に対する「監督の強化」と「経営環境の整備」という異なる文脈が合流した存在と見るべきではないか。銀行同盟は多国籍銀行に対する監督を強化すると考えられているにもかかわらず、EU の大銀行の多くが銀行同盟の創設に賛同の意を表明していることもその証左であるかもしれない。銀行同盟に関する本格的な検討は報告者の今後の課題である。